

外国特許トピックス

2020年5月
特許業務法人志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

特許庁に提出する出願人名義の書類における電子署名の使用可否

お客様より特許庁に提出する書類に電子署名を利用することはできないかお問い合わせをいただきました。新型コロナウイルス対策のひとつとして今まで以上に書類の電子化が進められており、この流れは今後も続くと思われるので、各国特許庁宛に提出する出願人名義の書類における電子署名の使用可否を各国代理人に問い合わせました。今回は各国特許庁宛に提出する出願人名義の書類における電子署名の使用可否について各国の状況を紹介いたします。

1. 電子署名とは

電子署名とは、紙文書における手書き署名や実印を電子的に代用して電子文書などで利用できるようにする技術です。日本では、「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づき、本人による一定の要件を満たす電子署名が行われた電子文書は真正に成立したものと推定されます。電子署名は、本当にその名義人によって作成されたものであること(真正性の確認)、誰にも改ざんされていないこと(非改ざん性の確認)を要件とします。現在日本において一般的に利用されている電子署名は「公開鍵暗号技術(PKI: Public Key Infrastructure)」が中心です。一対の公開鍵と秘密鍵とがペアで生成され、一方の鍵で暗号化されたメッセージはその鍵自体では解読できず、他方の鍵を使わなければ解読できません。紙文書の印影や手書き署名をスキャナで読み込みその画像を電子文書に貼り付けるのみでは簡単にコピー&ペーストできるため証明力がありません。また、公開鍵を主務大臣が認定した認証機関に預け、その機関が文書名義人本人の公開鍵に間違いがないという証明(電子認証)を付ける(「電子の印鑑登録証明書」のようなものを発行する)ことで真正性と非改ざん性を担保します。

2. 各国の状況

■電子署名を認める国

米国、イギリス、カナダ、インド、シンガポール、オーストラリアなど

米国特許庁は特許庁規則に従い(2つのスラッシュ)の間に半角英数字で個人名を入力する”S-signature”(/ Motoshi Kato /)の使用を認めています。”S-signature”は当該文書の名義人が物理的にタイプするか電子的に挿入することが必要です。特許庁が文書の真正性の証明を要求する場合、電子署名を作成した過程(文書名義人が署名を依頼された電子メールのコピーと文書名義人が署名した文書を返信する際の電子メールなど)を保管し、必要に応じて真正性の証拠として提供できるようにする必要があります。

インド特許庁は情報技術法に基づき公開鍵暗号方式を使用し認証局によって提供される電子署名について特許庁に提出する書類に使用されることを認めています(委任状における電子署名は認められていませんので手書き署名が必要となります)。その他の種類の電子署名は受け入れられていません。また同法は外国の認証機関によって認証された電子署名はインド法の適用上有効であるとしています。

その他、カナダでは PCT 行政命令に従って、イギリス、オーストラリアやシンガポールもそれぞれ国内の電子署名に関する法律に従い特許庁に提出する書類における電子署名の使用を認めています。

■電子署名を認めない国

欧州、ドイツ、フランス、ロシア、中国、韓国、台湾、香港、マレーシア、フィリピン、ベトナム、タイ、ブラジルなど

これらの国の現地代理人からは、電子署名を認める法制度は存在するが当該国内の事業者のみが電子署名を利用でき外国出願人は利用できない、または特許庁や関係省庁が具体的な使用を認めていないなどの理由から、特許庁に提出する書類における電子署名の使用は認められていないとの回答がありました。

中国において、一部の代理人から国内の電子署名法を根拠に特許手続きに電子署名が有効であるとの回答がありましたが、多数の代理人から特許庁に問い合わせた電子署名による提出は認められないことを確認した旨の回答がありました。

現時点で電子署名の使用を認めていないタイ特許庁長官は、現地代理人との非公式な会話の中で、COVID-19 の状況下では電子署名が執行国で法的に有効であることを示す裏付け書類を提示することを前提に電子署名の受け入れを検討するべきとコメントしたとの情報があります。特許庁に提出する出願人名義の書類が紙書類(原本)やスキャンデータ等の写しであっても、文書の真正性や非改ざん性について疑わしい状況がある場合、特許庁審査官は裁量の範囲で出願人に対して文書の成立や改ざんされていないことの証明を求めることがあります。電子署名を使用する場合においても、インドのように公開鍵暗号方式を使用し認証局の認証を要求することで文書の真正性と非改ざん性を担保する、または米国のように簡易な署名方法でも真正性と非改ざん性の証明のためにあらかじめ署名の過程を記録して残しておくことが要求されるなど、電子署名に証明力が確保されていることが重要になると考えられます。

以上